

アスベスト含有分析調査及びPCB含有事前調査（旧土浦年金事務所外10件）【全国】
仕様書

日本年金機構会計・資産管理部管財グループ

令和8年4月

1. 業務の概要

日本年金機構が保有する旧事務所・旧職員宿舎等のアスベスト含有分析調査及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等関係法令に基づく事前調査を行う。

2. 履行期間

契約締結日～令和8年12月28日（月）ただし、田窪宿舎及び浦添宿舎については令和8年8月28日（金）までに成果品を納品すること。

3. 履行場所

別紙1のとおり。

4. 所管部署（連絡先）

日本年金機構会計・資産管理部管財グループ
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24
電話：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993
担当 井齋・樋口・山下

5. 業務詳細仕様

(1) アスベスト調査

① 業務内容

ア 書面調査

建築年次、構造、既存の設計図等により、アスベストの「使用の有無」について調査を行うこと。

- a 吹付材
- b 耐火被覆材、断熱材、保温材
- c 成型版
- d 塗装材
- e 石綿含有製品 等

イ 目視調査

現場において居室内を目視により、アスベストを含有する建材等（含有する可能性がある建築材等を含む）の「使用の有無」について調査すること。

アスベストが使用されている場合及び使用されている可能性がある場合は、現状での飛散の可能性についても調査すること。

<調査箇所>

- a 宿舎室内及び雑屋建内部
床、壁、天井（天井点検口がある場合は天井内部を含む）、設備配管の保温材（耐火被覆材含む）、塗装材
- b バルコニー
バルコニー隔て板
- c 屋上、階段室及びその他共用部
床、壁、天井、配管スペース及び設備配管の保温材（耐火被覆材含む）

ウ 分析調査

書面調査、目視調査の結果、アスベスト含有が不明の場合は含有の疑いのある建材の一部を試料として採取し、含有の有無について、定性分析調査を行う。また、分析調査結果報告書を作成し、「4. 所管部署」へ提出する。

- ・ 試料採取作業 …一式
- ・ アスベスト定性分析調査業務（含有の有無を分析） …一式
- ・ アスベスト分析調査結果報告作業 …一式
- ・ 試料採取箇所復旧 …一式

（分析調査における条件）

- ・ 含有の有無を調査すべきアスベストは、アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クリソタイル、クロシドライト及びびトレモライトの6種類とする。
- ・ 各分析調査については、「JISA 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）」又はこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いること。
- ・ 試料採取にあたっては、アスベスト含有の可能性があるため、周囲への粉塵飛散について十分留意すること。
- ・ 業務内容に関して疑義が生じた場合は、令和8年5月11日（月）正午までに「4. 所管部署」に書面にて質問を提出すること。回答は令和8年5月13日（水）18時頃に日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲示する。
- ・ 業務に必要な機器及び部品は、業務履行に支障がないよう受託事業者が全て用意すること。
- ・ 検体の採取後は飛散防止剤の塗布や簡易養生等の必要な補修作業を行うこと。
- ・ 検体数は275検体とする。また、採取箇所及び試料数については「4. 所管部署」と協議を行うこと。
- ・ 本業務の積算にあたっては、その他諸経費（法定福利費及び下請経費、清掃費、養生費、作業にかかる什器類をずらす作業費等）一切を見積もった上で、見積書を提出すること。

② 業務日程及び時間の調整

- ・ 業務日程及び時間は「4. 所管部署」と事前に協議のうえ決定すること。

③ 作業完了報告書

受託事業者は、業務完了後、業務の実施結果について、作業完了報告書（別紙2）及びアスベスト含有建材使用範囲図を作成し、履行期間内に「4. 所管部署」へ提出しなければならない。

（2）PCB調査

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等関係法令に基づく事前調査

① 業務場所及び調査対象建物

上記3. 履行場所に同じ。

② 業務内容

ア 事前調査

照明器具及び配電盤内・分電盤内の電気機器（変圧器、コンデンサ等）に管理のための番号を付したうえ、PCBが使用されている可能性がある電気機器の有無を事前に調査のうえ、確認すること。

イ 照明器具の調査

- a 安定器の製造会社へ聴き取り調査または銘板から安定器の種類、力率及び製造時期等を確認すること等により判別すること。
- b PCBが使用されている可能性があることが判明した安定器について、銘板等の写真撮影を行うこと。
- c 調査に当たっては、安定器を取り外さなくても確認できる範囲で行うこと。
- d 同じ照明器具と思われるものについては、代表の1箇所を調査すればよいこと。
- e 安定器の分解又は解体による分析作業は要しないこと。

ウ 配電盤・分電盤内の電気機器の調査

- a PCBの使用の有無について、製造会社へ聴き取り調査または銘板から油の表記、製品名及び製造時期等を確認することにより判別すること。
- b PCBが使用されている可能性があることが判明した電気機器について、管理のための番号を付したうえ、外観及び銘板等の写真撮影を行うこと。

③ PCB調査報告書

上記②の作業が完了したときは、調査を行った全ての照明器具及び電気機器にかかる結果について「PCB調査報告書」を作成すること。

客観的かつ合理的な理由がある場合を除き、安易に「PCBの使用の有無について判定できない」との結論にすることが無いよう留意すること。

当該報告書には、照明器具及び電気機器の種類毎に、「番号（上記②アで付した管理のための番号。）」、「機器の種類」、「型式番号」、「製造者名」、「製造年月日」及び「PCB含有の有無（高濃度のPCBを使用した電気機器、微量PCB汚染廃電気機器の別についても明記すること。）」を記載した一覧表並びに撮影した写真を整理のうえ添付すること。

調査対象器具等にかかる当該器具メーカーのPCB使用の有無についての回答書を添付すること。

PCBの使用が認められるもの又は使用の有無について判定ができないものについて、その工作物及び備品（照明器具等）の所在が分かる図面及び写真を整理のうえ添付すること。

調査の結果、PCBの使用が認められるものがある場合は、その後の対処方法を策定する。

一方、PCBの使用の有無について判定できないものがある場合は、その理由を明記するとともに、対処方法を策定する。

対処方法の策定について、PCB含有物の撤去費用のほか、更なる分析調査を行う必要があるなど新たに費用が発生する場合は、概算費用の見積もりを行う。

④ 業務実施に当たっての留意事項

PCB調査報告書は、入札物件に係る重要事項として不特定多数の者に閲覧されるため、当該PCB調査報告書に個人情報等を記載する場合、開示することに承諾を得たうえで作成すること。

6. 第三者への委託

受託業務の実施にあたり、当該業務の全部または主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。なお、本業務において主体的部分とは、本業務の管理業務、費用の請求、現場の指揮命令、及び作業完了報告書の作成・提出を言う。

7. その他

- (1) 着手にあたっては、施工計画書及び工程表を事前に提出し監督職員と打合せを行うこと。
- (2) 調査対象建物は現在使用しておらず、電気も通っていない箇所も有り、昼間でも薄暗いことから、懐中電灯を準備するなど作業に必要な明るさを確保すること。
- (3) 作業中に発生した事故については、その原因が当局の責に帰すべき場合を除き、受託者がその責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、設備又は備品等を損傷させないように留意し、万一、損傷させた場合は、直ちに当局に報告するとともに、受託者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
また、作業内容及び移設物件に事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、指示を受けること。
- (5) 調査対象建物の玄関部分はコンパネ等で閉鎖している場合は、調査時に受託者において閉鎖部分を開け、調査終了時に閉鎖すること。
- (6) 「調査実施者」や「分析実施者」の名前、登録番号などを成果品に明記すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、受託事業者は常に使用器具等の整理整頓を行うとともに、災害事

故の予防対策について、万全を期さなければならない。

- (8) 受託事業者は、業務計画書（案）を作成し、「4. 所管部署」と業務開始前に業務打合せを行うこと。
- (9) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、業務日時、業務内容、業務者氏名、立ち入り場所、使用車両の車種、第三者へ委託する場合は履行体制等を記載した業務届（様式は任意）を作業日の前日までに提出し承認を受けること。
- (10) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た情報について、委託期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。
- (11) 本業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受託事業者の負担とする。
- (12) 本業務を実施するに当たり、疑義が生じたときは、「4. 所管部署」と協議のうえ決定すること。
- (13) 本業務を実施する際には、受託事業者は業務のために立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。
- (14) 本業務に関わる受託事業者は、必ず身分証明書を携帯し、日本年金機構関係者から要求があった場合は提示しなければならない。
- (15) 本業務の実施にあたって、必要に応じてあらかじめ養生を行うこと。また、養生に必要な備品は受託事業者の側で用意し、養生に伴い発生した費用は、受託事業者の負担とする。
- (16) 搬入・搬出にあたって使用する車両については、4 t以下とすること。
- (17) 作業に当たって必要となる、関係法令等にかかる関係各行政機関、電力・水道・電話・ガス等の公共事業者、道路管理者等との打合せは、受託業者が行うものとする。また、その諸手続きに必要な申請図書を作成し、「4. 所管部署」と協議のうえ、関係各機関に提出すること。
- (18) 本業務の積算にあたっては、法定福利費及び下請経費を含め本業務に要する一切の費用を見込むこと。
- (19) 本業務は、各種法令を遵守して実施すること。また、本業務を第三者へ委託する場合は、委託事業者についても同様とする。
- (20) 事前調査にあたっては、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかの資格を有する者及び工作物石綿事前調査者が実施すること。
- (21) 分析調査にあたっては以下のいずれかの資格を有する者が実施すること。
 - ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）の分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者。
 - ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
 - ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者
- (22) 納品物は以下の通りとする。

アスベスト調査報告書	各拠点それぞれ紙媒体3部、及び 各拠点それぞれPDFファイル（CDデータ1枚）
PCB調査報告書	各拠点それぞれ紙媒体3部、及び 各拠点それぞれPDFファイル（CDデータ1枚）

履行場所詳細

宿舎名	旧土浦年金事務所
住所	茨城県土浦市下高津 2 丁目 7-29
建築年次	昭和 55 年 3 月
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
延床面積	約 940㎡

宿舎名	旧横浜中年金事務所
住所	神奈川県横浜市中区相生町 2 丁目-28
建築年次	昭和 55 年 3 月
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
延床面積	約 1644㎡

宿舎名	旧盛岡年金事務所
住所	岩手県盛岡市松尾町 17 丁目-13
建築年次	昭和 56 年 1 月新築、平成 14 年 11 月増築
構造	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき 3 階建
延床面積	約 1240㎡

宿舎名	旧池袋年金事務所
住所	東京都豊島区南池袋 2 丁目 17-2
建築年次	昭和 52 年 3 月新築、昭和 56 年 2 月増築
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建
延床面積	約 1124㎡

宿舎名	旧大田年金事務所
住所	東京都大田区蒲田 4 丁目 25-2
建築年次	昭和 56 年 2 月新築、平成 15 年 3 月増築
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
延床面積	約 1156㎡

宿舎名	旧広島西年金事務所
住所	広島市西区中広町 2 丁目 30-5
建築年次	昭和 56 年 3 月
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建
延床面積	約 1537.42㎡

宿舎名	旧徳島事務センター
住所	徳島県徳島市南田宮2丁目6番25号
建築年次	昭和56年9月新築、平成12年月日不詳増築
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
延床面積	約1399㎡

宿舎名	広島牛田新町宿舎
住所	広島県広島市東区牛田新町3丁目44-4
建築年次	昭和44年3月新築、昭和46年3月増築
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
延床面積	約603㎡
間取り	2K
調査戸数	8戸

宿舎名	田窪宿舎
住所	愛媛県東温市田窪字外分2032番8
建築年次	昭和59年3月
構造	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき2階建
延床面積	約564㎡
間取り	3DK
調査戸数	10戸

宿舎名	浦添宿舎
住所	沖縄県浦添市伊祖1丁目20番2
建築年次	昭和53年3月
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
延床面積	約249㎡
間取	3DK
調査戸数	4戸

宿舎名	上石田倉庫
住所	山梨県甲府市上石田2丁目2-5
建築年次	昭和58年1月
構造	軽量鉄骨造スレートぶき平家建
延床面積	約50㎡

※11建物合計で275検体の採取及び分析調査を行うものとする。
 部屋ごとの検体数については事前調査結果により決定する。

別紙 2

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

作 業 完 了 報 告 書

下記作業は、令和 年 月 日をもって完了したので報告いたします。

記

作業名称：アスベスト含有分析調査及びPCB含有事前調査（旧土浦年金事務所外10件）【全国】一式

以上

(作業完了報告書作成例)
別紙 2

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 殿

右上の書類作成日の日付は作業完了報告書の作業完了日と一致させるようお願いいたします。
また、請求書は作業完了報告書作成日以降に発行してください。

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

作業完了報告書

下記作業は 令和 年 月 日をもって完了したので報告いたします。

記

作業名称：アスベスト含有分析調査及びPCB含有事前調査（旧土浦年金事務所外10件）【全国】一式

以上